

農業経営継承保証保険支援事業実施要綱

令和2年4月1日元経営第3270号農林水産事務次官依命通知
令和3年3月29日2経営第2994号
最終改正：令和4年4月1日3経営第3147号

第1 目的

就業者の高齢化等農業をめぐる厳しい情勢の中で、次世代に農地等の資源を着実に継承するため、生産拡大等に意欲的に取り組む農業者への経営継承を促進することが重要である。

このため、実質化された人・農地プランの中心経営体に位置付けられた農業の担い手への経営継承に当たって、後継農業者が経営資産を取得する際に必要となる資金の借入に係る担保提供などの負担を軽減する必要があるが、農業信用保証保険制度において都道府県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が保証引受けを行う際に、融資対象物件以外の担保又は経営者保証（経営者による個人保証）若しくは経営者保証以外の第三者保証人を徴求している実態が見受けられる。

このような状況の中、融資機関の経営者保証の取扱いについて、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日経営者保証ガイドライン研究会公表）の特則（令和元年12月24日同研究会公表）が策定されたこと等を踏まえ、基金協会及び独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の信用保証保険機能を十分発揮しつつ後継農業者の負担を軽減し、基金協会が後継農業者に経営者保証等を求めることなく債務保証の引受けが可能となるよう事業実施主体の財務基盤を強化すること等を内容とする農業経営継承保証保険支援事業を実施し、後継農業者の資金調達及び経営継承の円滑化を支援することとする。

第2 定義

- 1 この要綱において、「事業実施年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの間をいう。
- 2 この要綱において、「事業実施主体」とは、基金協会及び信用基金をいう。
- 3 この要綱において、「対象資金」とは、農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第2条第3項各号に掲げる資金（ただし、農業経営に必要なものに限る。）をいう。
- 4 この要綱において、「経営者保証等」とは、対象資金の貸付けに係る債務を引き受ける農業者の融資対象物件以外の担保又は経営者保証若しくは経営者保証以外（法人にあっては、当該法人の経営者（代表者及び役員）以外）の第三者保証人をいう。
- 5 この要綱において、「実質化された人・農地プラン」とは、農林水産省経営局金

融調整課長が別に定めるものをいう。

- 6 この要綱において、「経営継承」とは、農業経営サポート事業（農業経営法人化支援総合事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）第2の1の（1）に掲げる事業をいう。以下同じ。）において、当該事業の実施主体が経営サポート活動を行うに当たって専門家が確認した経営継承計画又はこれに類する活動を行う支援機関の専門家が確認した経営継承計画（以下「経営継承計画」という。）に基づき、農業経営を継承することをいう。
- 7 この要綱において、「後継農業者」とは、経営継承計画において後継者又は継承先として明示された者であって、実質化された人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者（今後、位置付けられることが確実である者を含む。）をいう。
- 8 この要綱において、「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定を受けた者、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定を受けた者又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定を受けた者をいう。

第3 事業の実施

1 事業の内容

本事業は、次に掲げる補助等を行う事業とする。

(1) 経営者無保証人化等支援事業

基金協会が将来の求償権の償却時に回収不能となるリスクを回避するために、保証引受け時及び主たる債務者の変更時に経営者保証等を徴求又は前経営者と後継者の双方から二重に保証を徴求することなく債務保証を引き受けることができるようにするため、事業実施主体に対し、次に掲げる補助等を行うこととする。

- ① 基金協会に対し、経営者保証等を徴求しないことにより増加すると見込まれる求償権償却費用を補うための補助金の交付を行うこと。
- ② 信用基金に対し、経営者保証等を徴求しないことにより減少すると見込まれる納付金（農業信用保証保険法第64条第1項の規定により基金協会が信用基金に納付する金銭をいう。）を補うための交付金の交付を行うこと。

(2) 後継農業者保証料負担軽減事業

基金協会が(1)の事業に係る債務保証（主たる債務者の変更時に係るものを除く。）を引き受けるに当たり、当該債務保証に係る被保証者が負担する保証料を保証当初5年間免除するため、基金協会に対して当該免除した保証料に相当する額を補填するための経費について補助を行うこととする。

2 基金協会に対する補助金

(1) 補助金の額

- ① 1の(1)の①の事業を実施するための補助金の額については、事業実施年度に基金協会が債務保証を引き受けた対象資金の当該事業実施年度末における保証残高（極度額が設定される貸付けにあっては、事業実施年度の3月31日現在の実残高をいう。以下同じ。）に係る求償権償却見込額（ただし、次の算式により得られる額を上限とする。）の3割に相当する額以内とする。

（算式） 事業実施年度末の保証残高（※1）×推定事故率（※2）×（100%－推定回収率）（※3）

（※1） 事業実施年度末の保証残高は、1の(1)の①の事業を行う基金協会の保証残高（見込額）とする。

（※2） 推定事故率は、農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものとする。以下同じ。

（※3） 推定回収率は、農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものとする。以下同じ。

- ② 1の(2)の事業を実施するための補助金の額については、基金協会が債務保証を引き受けた対象資金の事業実施年度の各月末の保証残高の平均額に、当該事業実施年度において基金協会が定めている経営者保証等を徴求する場合に適用される保証料率を乗じて得た額（1円未満は切り捨てる。）とする。

(2) 補助金の使途

- ① (1)の①の規定により交付を受けた補助金の使途については、後継農業者の対象資金に係る求償権償却額の3割に相当する額を財務基盤の強化に充てることとする。
- ② (1)の②の規定により交付を受けた補助金の使途については、基金協会が経営者保証等を徴求しない場合において、保証料相当額を補填するための経費に充てることとする。

3 信用基金に対する交付金

(1) 交付金の額

1の(1)の②の事業を実施するための交付金の額については、事業実施年度に信用基金と基金協会との間に保険関係が成立した対象資金に係る求償権償却見込額（ただし、次の算式により得られる額を上限とする。）の7割に相当する額とする。

（算式） 事業実施年度末の保険価額残高（※）×推定事故率×（100%－推定回収率）

（※） 事業実施年度末の保険価額残高は、1の(1)の①の事業を行う基金協会との間で締結した保険契約における保険価額残高（見込額）とする。

(2) 交付金の使途

(1)の規定により交付を受けた交付金の使途については、後継農業者の求償権償却額の7割に相当する額を財務基盤の強化に充てることとする。

4 要件

1の事業の対象となる債務保証に係る資金の借入者は、次に掲げる要件を全て満たす後継農業者とする。ただし、借入手続きにおいて(6)と同じ要件を満たすこととされている農業近代化資金等（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第2の1に規定する資金、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第4に規定する農業経営改善促進資金又は農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）に規定する資金をいう。）の借入者は、(1)から(5)までの要件を全て満たす後継農業者とする。

- (1) 経営継承計画において後継者又は継承先として明示された者であって、認定農業者、実質化された人・農地プランの中心経営体に位置付けられている若しくは今後、位置付けられることが確実である者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していることの証明を受けたものに限る。）であること。
- (2) 簿記記帳を行っている又は簿記記帳を行うことが確実と見込まれること。
- (3) 経営の継続に必要な資産等を有する又は資産等を取得することが確実と見込まれること。
- (4) 法人にあつては当該法人の農業に係る売上高が総売上高の、法人以外の者にあつては農業所得が総所得の過半を占めている又は過半を占めることが確実に見込まれること。
- (5) 1の(2)の事業の対象となる債務保証に係る資金の借入者は、本事業の対象とする保証料助成による債務保証について他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けない者とし、その旨の誓約書を基金協会に提出した者であること。
- (6) 飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確

認書類の交付を受けている者であること。

第4 事業実施計画の提出

- 1 第3の1の事業を行おうとする基金協会は、別記様式第1号により事業実施計画書を作成し、事業開始前に当該基金協会が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等（北海道農業信用基金協会にあっては農林水産省経営局長、沖縄県農業信用基金協会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）に提出しなければならない。
- 2 1の規定により事業実施計画書を地方農政局長等に提出した基金協会は、信用基金にその写しを遅滞なく提出するものとする。

第5 事業の報告

- 1 第3の1の事業を行う基金協会は、当該事業が完了するまで毎事業年度、別記様式第2号により事業実績報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の5月31日までに当該基金協会が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 信用基金は、当該事業が完了するまで毎事業年度、別記様式第3号により事業実績報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の6月30日までに農林水産大臣に報告するものとする。

第6 事業実施計画の変更

- 1 第3の1の事業を行う基金協会は、第4の事業実施計画の重要な変更をしようとする場合は、あらかじめ、別記様式第4号による事業実施変更計画書を当該基金協会が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 前項の「重要な変更」は、第3の2の(1)の①又は②の規定により交付される補助金の増又は30%を超える減を伴う事業内容の変更とする。
- 3 1の規定により事業実施変更計画書を地方農政局長に提出した基金協会は、信用基金にその写しを遅滞なく提出するものとする。

第7 国の助成

- 1 国は、第3の1の(1)の①及び(2)の事業について、予算の範囲内において、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱（平成20年10月16日付け20経営第4071号農林水産事務次官依命通知）に定めるところにより、第3の1の(1)の①及び(2)の事業の実施に必要な経費について補助金を交付するものとする。
- 2 国は、第3の1の(1)の②の事業について、予算の範囲内において、農業信用保険事業交付金交付要綱（平成17年4月13日付け16経営第8867号農林水産事務次官依命

通知) に定めるところにより、第3の1の(1)の②の事業の実施に必要な経費について交付金を交付するものとする。

第8 補助金及び交付金の管理

- 1 基金協会は、第7の1の規定により交付を受けた補助金について、第3の1の(1)の①の事業以外の事業により交付を受けた補助金と区別して管理しなければならない。
- 2 基金協会は、第7の1の規定により交付を受けた補助金についての帳簿等を備え、第3の1の各事業ごとに区別して収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 3 基金協会は、前項の収入及び支出について、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第3条第4号に基づき、第3の1の各事業ごとに区別して当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、前項の帳簿等とともに当該事業の完了する日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。このうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 4 基金協会は、第7の1の規定により交付を受けた補助金(第3の1の(1)の①の事業のために交付を受けた補助金に限る。)について、次の方法により管理するものとする。
 - (1) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農林中央金庫又は銀行への預金又は金銭信託
 - (2) 国債証券、地方債証券又は昭和41年7月25日大蔵省・農林省告示第1号(農業信用保証保険法第九条第二号等の主務大臣の定める有価証券)に定める有価証券の保有
- 5 信用基金は、第7の2の規定により交付を受けた交付金について、第3の1の(1)の②の事業以外の事業により交付を受けた交付金と区別して管理しなければならない。
- 6 信用基金は、第7の2の規定により交付を受けた交付金についての帳簿等を備え、収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 7 信用基金は、前項の収入及び支出についての証拠書類を整備し、前項の帳簿等とともに当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。このうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 8 信用基金は、第7の2の規定により交付を受けた交付金について、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第47条各号及び平成15年9月30日財務省・農

林水産省告示第 35 号(独立行政法人通則法第 47 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件)に規定する方法により管理するものとする。

- 9 事業実施主体は、第 3 の 1 の(1)の事業の実施に当たって、補助金等の運用収入及び資金の取崩しによる収入を求償権償却に要する経費へ充当するものとし、他の費用に充当してはならない。

第 9 国庫への返還

- 1 基金協会は、第 3 の 1 の(1)の①の事業が完了したときにおいて、補助金に残額(第 8 の 4 の規定に基づく管理の結果生じた運用益を含む。)が生じた場合には、当該残額を国に返還するものとする。また、第 3 の 1 の(1)の①の事業が完了する前であっても、補助金に使用する見込みのない額が生じた場合には、当該額を国に返還するものとする。
- 2 信用基金は、第 3 の 1 の(1)の②の事業が完了したときにおいて、交付した交付金に残額(第 8 の 8 の規定に基づく管理の結果生じた運用益を含む。)が生じた場合には、当該残額を国に返還するものとする。また、第 3 の 1 の(1)の②の事業が完了する前であっても、交付金に使用する見込みのない額が生じた場合には、当該額を国に返還するものとする。

第 10 指導監督

地方農政局長等は、第 3 の 1 の事業の実施に関し当該地方農政局長等が管轄する都道府県に所在する基金協会に指導監督を行い、必要な措置を講ずることができるものとする。

第 11 その他

本事業は経営者保証等を徴求しない農業融資の促進を目的としているものであり、本事業を実施する基金協会は本事業の対象となる債務保証について、経営者保証等を徴求することができないものとする。

なお、本事業を実施しないで、やむを得ず経営者保証等を徴求する場合は、農業信用基金協会向けの総合的な監督指針(平成 28 年 6 月 21 日金監第 1770 号・28 経営第 70 号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知)を踏まえ、適切に行われる必要がある。

また、本事業実施の有無にかかわらず、経営者保証については、経営者保証に関するガイドラインの特則を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

附 則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日2経営第2994号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 信用基金及び基金協会がこの要綱の改正前に実施した事業に係るこの要綱の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年4月1日3経営第3147号）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3の4本文ただし書及び(6)の規定については、令和4年6月1日から施行する。
- 2 信用基金及び基金協会がこの要綱の改正前に実施した事業に係るこの要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

別記様式 第1号 (第4関係)

〇〇年度 農業経営継承保証保険支援事業実施計画書

番 年 月 号 日

〇〇農政局長 殿
 (北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産省経営局長
 沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長)

住 所
 〇〇〇農業信用基金協会会長理事

農業経営継承保証保険支援事業実施要綱第4の規定に基づき、下記のとおり事業を実施したいので提出する。

記

1 事業実施計画

① 債務保証の引受け

(単位：千円)

件数	保証残高見込額	求償権償却見込額	左のうち補助金相当額	備考

(注) 保証残高見込額については、事業実施年度に基金協会が引き受ける見込みの対象資金の当該事業実施年度末における保証残高とする。

② 経営者保証等を徴求しない場合に適用される保証料率設定

(単位：円、%)

対象資金	件数	債務保証平均残高(a)	経営者保証等を徴求する場合に適用される保証料率(b)	補助金相当額(a)×(b)	備考	他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認
〇〇資金						
計						

(注1) 対象資金については、基金協会が経営者保証等を徴求する場合に適用される保証料率を設定している資金に限る。

(注2) 債務保証平均残高については、事業実施期間のうち該当年度に係る各月末の保証残高から算出した平均残高とし、経営者保証等を徴求しない保証残高に限る。

(注3) 保証料率については、各基金協会が定める保証料率とする。

(注4) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けないことが確認できた場合、○を記載すること。

2 事業の完了予定年月日

別記様式 第2号 (第5の1関係)

〇〇年度 農業経営継承保証保険支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産省経営局長
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事

農業経営継承保証保険支援事業実施要綱第5の1の規定に基づき、下記のとおり事業を実施したので実績を報告する。

記

1 事業の実績

① 債務保証の引受け

(単位：千円)

件数	保証残高	求償権償却 見込額	左のうち 補助金相当額	備 考

(注1) 保証残高については、事業実施年度に基金協会が引き受けた対象資金の当該事業実施年度末における保証残高とする。

(注2) 軽微な変更があった場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

② 経営者保証等を徴求しない場合に適用される保証料率設定

(単位：円、%)

対象資金	件数	債務保証 平均残高 (a)	経営者保証等を徴 求する場合に適用 される保証料率 (b)	補助金相当額 (a) × (b)	備 考	他事業 による 保証料 助成を 受けて いない こと等 の確認
〇〇資金						
計						

(注1) 対象資金については、基金協会が経営者保証等を徴求する場合に適用される保証料率を設定している資金に限る。

(注2) 債務保証平均残高については、事業実施期間のうち該当年度に係る各月末の保証残高から算出した平均残高とし、経営者保証等を徴求しない保証残高に限る。

(注3) 保証料率については、各基金協会が定める保証料率とする。

(注4) 軽微な変更があった場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(注5) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けないことが確認できた場合、○を記載すること。

2 補助金残高表

(単位：円)

交付年度	交付額(a)	今年度使用額 (b)	補助金残高 (a-b)	事業の完了 予定年月日
〇〇年度				
合 計				

(注) 軽微な変更があった場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式 第3号 (第5の2関係)

〇〇年度 農業経営継承保証保険支援事業実績報告書

農林水産大臣 殿

住 所
独立行政法人農林漁業信用基金理事長

農業経営継承保証保険支援事業実施要綱第5の2の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 保証保険の引受け

(単位：千円)

件数	求償権償却見込額	左のうち交付金相当額	備考

2 交付金残高表

(単位：円)

交付年度	交付額(a)	今年度使用額 (b)	交付金残高 (a-b)	事業の完了 予定年月日
〇〇年度				
〇〇年度				
合 計				

別記様式 第4号 (第6の1関係)

〇〇年度 農業経営継承保証保険支援事業実施変更計画書

番 年 月 日 号

〇〇農政局長 殿
 (北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産省経営局長
 沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長)

住 所
 〇〇〇農業信用基金協会会長理事

年 月 日付け 第 号で提出した本事業の事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、農業経営継承保証保険支援事業実施要綱第6の1の規定に基づき提出する。

記

1 計画変更理由

2 変更後事業実施計画

① 債務保証の引受け

(単位：千円)

件数	保証残高見込額	求償権償却見込額	左のうち補助金相当額	備考

(注) 保証残高見込額については、事業実施年度に基金協会が引き受ける見込みの対象資金の当該事業実施年度末における保証残高とする。

② 経営者保証等を徴求しない場合に適用される保証料率設定

(単位：千円、%)

対象資金	件数	債務保証平均残高(a)	経営者保証等を徴求する場合に適用される保証料率(b)	補助金相当額(a)×(b)	備考	他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認
〇〇資金						
計						

(注1) 対象資金については、基金協会が経営者保証等を徴求する場合に適用される保証料率を設定している資金に限る。

(注2) 債務保証平均残高については、事業実施期間のうち該当年度に係る各月末の保証残高から算出した平均残高とし、経営者保証等を徴求しない保証残高に限る。

(注3) 保証料率については、各基金協会が定める保証料率とする。

(注4) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けないことが確認できた場合、○を記載すること。